

岩手県個別業務システム統合基盤更新業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、岩手県が実施する岩手県個別業務システム統合基盤更新業務の実施にあたり、その契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務仕様

(1) 業務名

岩手県個別業務システム統合基盤更新業務

(2) 業務内容

別添「岩手県個別業務システム統合基盤更新業務」調達仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとするが、提案により契約終期の前倒しも認める。

(4) 費用総額の上限

本業務に係る費用総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の上限は次のとおりとする。

323,178,240円（税込（税率10%））

ただし、費用総額に含まれる各経費について、以下の上限を超えないこと。

ア．令和6年度の構築作業業務に係る経費

208,767,240円（税込（税率10%））

イ．令和7～11年度の運用保守業務に係る経費（5年間の総額）

114,411,000円（税込（税率10%））

※ 当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

3 参加資格要件

(1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 令和6年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年岩手県告示第554号）に規定する情報システム開発業務の種類のうち、システム分析、ソフトウェア開発及びネットワーク関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

ウ 地方公共団体若しくは国又は民間企業等において、元請として、仮想化基盤を導入し運用を開始した実績を有する者であること。

- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- カ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- キ オ又はカの文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から 1 月を経過していること。
- ク 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に参与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ケ 本件プロポーザルへの参加に関して(2)に定める共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす 2 者又は 3 者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 共同企業体の代表者の名称及び権限
- (オ) 各構成員の出資比率
- (カ) 構成員の責任
- (キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
- (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任
- (コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 共同企業体の代表者は(1)ウに掲げる要件を満たしていること。

エ 各構成員は(1)ア、イ及びエからクまでに掲げる要件を満たしていること。

オ 本件プロポーザルへの参加に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 公募型プロポーザルの手続等に関する事項

(1) 提出先及び問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 行政情報化担当（県庁舎8階）

TEL:019-629-5247 FAX:019-629-5766 E-mail:AB0008@pref.iwate.jp

(2) プロポーザルに係る説明会の開催

説明会は開催しない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

実施要領に関する質問は【様式第1号】「岩手県個別業務システム統合基盤更新業務」により受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月17日（金）から令和6年6月28日（金）正午まで

ただし、3（参加資格要件）に関する質問は、令和6年5月28日（火）正午までとする。

イ 受付場所

4（1）に同じ

ウ 提出方法

原則として、4（1）に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名 【岩手県個別業務システム統合基盤更新業務】質問票の提出について

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、岩手県公式ホームページ上に掲載する。

（掲載場所）

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他公募情報

オ 回答期日

随時、回答する。なお、最終の回答期日は令和6年7月3日（水）（ただし、3（参加資格要件）に関する質問に対する回答は、令和6年5月29日（水））とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を4（1）の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 参加資格確認申請書類（提出部数：**各1部**）

- ・【様式第2号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- ・【様式第3号】共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合のみ）
- ・【様式第4号】導入実績等調書
- ・【様式第5号】誓約書（共同企業体で参加する場合は構成員ごとに作成の上提出のこと。）
- ・【任意様式】本委託業務を外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名称及び代表者名並びに協力内容

イ 提出期限：令和6年5月31日（金）午後5時【必着】

- ① 持参の場合は、平日の午前9時00分から午後5時までの間に4(1)に直接提出のこと。
- ② 郵送の場合は、期日までに4(1)に必着のこと。
- ③ 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- ④ 参加資格の確認結果は、令和6年6月7日（金）までに郵送にて文書で通知する。
- ⑤ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った提案を無効とすることがある。

ウ プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は、【様式第6-1号】又は【様式第6-2号】公募型プロポーザル参加辞退届を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和6年6月20日（木）午後5時まで
- ② 提出場所 4(1)に同じ
- ③ 提出期限 持参による

イ 県は説明を求められたときは、令和6年6月27日（木）までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(6) 技術提案書等の提出

参加資格確認申請書類を提出し、岩手県より参加資格がある旨の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、下記提出期限までに技術提案書類を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 技術提案書類（提出部数：各8部（正本1部並びに副本7部（紙媒体文書 6部、電子記録媒体文書 1部）））

- ・【様式第7号】提案書
- ・技術提案書（任意様式）及び機能要件適合表（技術提案書様式第1号）
技術提案書の作成については、技術提案書作成要領によるものとする。
- ・参考見積書（技術提案書様式第2号）
2(4)に定める費用総額の上限を超えないこと。

イ 提出期限：令和6年7月5日（金）午後5時【必着】

- ① 持参の場合は、平日の午前9時00分から午後5時までの間に4(1)に直接提出のこと。
- ② 郵送の場合は、封筒に「技術提案書等」在中の旨を朱書きして、4(1)に必着のこと。
- ③ 提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- ④ 一度提出した技術提案書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(7) 審査委員会の設置

受託候補者を選定するため、「岩手県個別業務システム統合基盤更新業務に係る技術的審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(8) プレゼンテーションの開催

ア 委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、プレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションの順番は、4(6)の提案書が提出された時に、参加者にランダムの数値を記載したくじを引かせて決定することとし、全ての参加者がくじを引いた後、もっとも数値の小さいものから順にプレゼンテーションを行うものとする。

なお、提案書を郵送した場合にあっては、当該プロポーザルに関係ない職員に立ち会わせて、プロポーザル担当職員にくじを引かせる。

ウ プレゼンテーションは、令和6年7月中～下旬頃に岩手県庁舎での開催を予定している。詳細な時間及び場所については、決定次第、速やかに参加者のインターネットメールアドレスへの電送により通知する。

エ プレゼンテーション時間は、1提案50分（技術提案書の説明におよそ30分、委員会からの質疑応答におよそ20分）とする。

なお、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。その場合は、ウに併せて参加者に通知する。

オ プレゼンテーションで使用する機材として、プロジェクター及びスクリーンは県が用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

カ プレゼンテーションで追加資料等の提出は認めない。

キ プレゼンテーションは非公開により行う。

(9) 技術提案の無効

4(4)イにより参加資格が認められなかった者の技術提案及び下記のいずれかに該当する技術提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字・脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他本実施要領に定めるプロポーザルに関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選考方法等に関する事項

(1) 選考方法

委員会において、提案書を「技術提案書評価基準」に基づき評価し、受託候補者を決定する。なお、委員会による評価は、非公開により行う。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、受託候補者の決定後速やかに、全ての参加者に対し、文書で通知する。なお、選考結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じない。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結にあたっては、提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに参加者へ郵送により書面で通知する。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 見積書の徴収

受託候補者には、改めて見積書の提出を求める。したがって、当初提出の参考見積書の額は、原則として契約額とならないこと。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岩手県会計規則に基づき判断する。

(4) その他

その他の契約に関する事項は、調達仕様書第7章「契約条件等」に記載のとおりとする。

7 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書類を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して技術提案書類を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 参加者が本件プロポーザルに要した費用は、参加者が負担するものとする。

(2) 技術提案書類に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(3) 本業務の目的達成のため、採用された技術提案について修正を依頼することがあること。また、不採用になった技術提案は参加者に帰属するものであるが、提出書類は返却しない。